

二、東京交通労働組合の内紛解決

(1) 第三回統制小委員会

六月十三日の東支臨時大会が、自動車部を中心とする不参加支部との合同交渉に就いては、統協議会小委員会を持つことに依り、達成すべく決議し、其後二回本委員会を開催したことは既に前記資料第二号中に於て報じたところである。

當時本部派の提出した自動車部との合同条件たる、臨時大会選出本部員承認の件及び不参加支部の未納会費完納の件は、未だ不参加支部代表たる篠田一派の否認するところではなかつた。

既報に次いで開かれた八月五日の第三回統制小委員会に於いては、本部承認、会費納入の半は蒸し返さるゝ、両派委員に依りて蒸し返さるゝものは、合同に關する根本問題から離れ、組合政策の元は寧ろ感情の對立によつて蔽はれたやうだ。然し果しなき討議も結局に於て、東支内紛の因は非業務部の関知するところではなく、電車部内に於ける統制の不完全が今日を齎したものである。即ち電車部の統制確立こそ、自動車部との融和への道であり、東支の内紛一掃の爲の根本条件であると云ふ見解を持つに至つた。茲に問題は還元せられて、統制小委員会の休止、電車部各支部正副支部長に依る

同部確立懇談会設置が前提なりと決議せられるに至つた。

(2) 電車部確立懇談会

斯くして組合中心は電車部問題に移された。準備行つて八月十四日早くも電車部正副支部長を以て確立懇談会が開かれた。自動車部からは篠田、井淵、鈴木、車庫部からは竹内、電気部、佐伯、工場支部、熊本、軌工部、河野、本部からは島上善五郎等、東支首魁者の傍聴参加の下に、電車部役員選出方法、財政確立の件等、重要討議がなされた。

電車部規約草案起草委員として内海寅吉、戸田武七、河川も本部派、田中芳雄、元島健太郎（河川も篠田派）等が選出せられ、更に、同部の動向を決定する各支部役員改選も九月十五日頃迄に行はべく決議した。

規約の草案なつて、九月五日第二回確立懇談会が開かれた。同懇談会に於ては草案及び左記電車部統制案が上提可決せられた。本統制案こそ、オートル東支統制確立の鍵たるの意義を持つものであつて、統制に關する九項目は、過去に於ける當部内紛の経験に鑑みて案出せられた原則とも云ふべき、労働組合共通の鉄路線課を補正せん